

「イソプロチオラン」及び「ブプロフェジン」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「イソプロチオラン」及び「ブプロフェジン」については平成19年8月2日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定については、法第11条第1項第3号に該当するものとし、いわゆる暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後相当の期間内に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

これらの剤については、本制度の導入に当たりいわゆる暫定基準を設定したものであり、今般、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第1項の規定に基づく評価に併せ、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

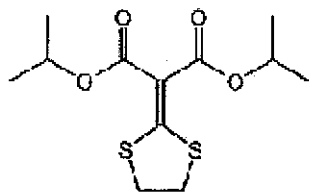
2. 評価依頼物質の概要

(1) イソプロチオラン

本薬は殺菌剤・成長調整剤・強肝剤であり、平成19年8月現在、農薬として稲、りんご等に登録があり、動物用医薬品として牛の肝疾患の改善等に承認がなされている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）及びFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされていない。

ポジティブリスト制度の導入に際して農薬取締法に基づく登録保留基準及び薬事法に基づく承認の際の検出限界を参考に新たな基準を設定した。

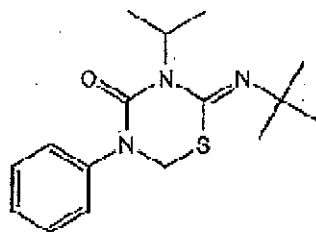


(2) ブプロフェジン

本薬は殺虫剤・ダニ駆除剤であり、平成19年8月現在、稲、みかん等に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.01 mg/kg 体重/日と設定されている。きゅうり、おうとう等に国際基準が設定されている。

ポジティブリスト制度の導入に際して国際基準、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準を参考に新たな基準を設定した。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。